## 令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交诵省2-18))

																		(国工文)	直省2一個)	
	施策目標	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する										担当部局名		海上保安庁		作成責任者名	総務部政務課	長 石塚 智之		
	施策目標の概要及び達成すべき目標			すべての人が安心して海を利用し様々な恩恵を享受できるよう船舶交通の安全と海上の治安を確保する									施策目標の 評価結果			5 安全で安心 安・生活安全の	できる交通の確保、治 )確保	政策評価実施 予定時期	令和3年8月	
			実績値																	
業績指標			初期値	目標値 設定年度	27年度	28年度	度 29年度 30年度 元年度 評価結果 目標値 目標年度				業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等									
	68 要救助海難の救助率			平成23年 ~平成27 年の平均	97%	95%	96%	96%	96%		95%以上	毎年	海難等における死者・行方不明者を減少させるためには、救助率を維持・向上する事が重要であることから、救助率95%以上を する。なお、平成28年3月11日に閣議決定された第10次交通安全基本計画において、要救助海難に対する全体の救助率を、今後 95%以上に維持確保とすることが目標として掲げられている。 ※第10次交通安全基本計画閣議決定前の5年間(平成23年~平成27年)の統計によれば、要救助海難に対する全体の救助率は 程度と高い水準で推移しており、平成28年以降も95%以上に維持確保することを新たに目標とした。					対事を、今後も		
,	69 航路標識の耐震補強の整備率			平成26年度	80%	81%	84%	90%	95%		100%	令和2年度	災害発生時における海上輸送ルートの安全確保を図り船舶交通の被害の最小化を図るため、船舶の航行に不可欠な航路標識の 度 度 補強整備を推進する。 耐震対策を講じる必要があると判定された航路標識229基について、令和2年度までに、そのすべてを耐震補強することとした。 【社会資本整備重点計画第2章 重点目標2 災害特性や地域の脆弱性に応じて災害等のリスクを低減するに関する指標】							
		予算	算額計(執行	額計(執行額) R2年度								BD + 7								
_	達成手段 (開始年度)	29年度 (百万円)	30年度 (百万円)	元年度 (百万円)	当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要						関連する 業績指標 番号		段の目標(R2年原 プット、下段:アウ						
(	1) 航路標識の整備に関する経費 (昭和23年度)	200	8,341	9,434	8,156	6,704	動識別装置	置)を始めとる	する新たなり	情報技術を活	5用して海上	交通センタ	ーの機能拡充を		するため、AIS(船舶自 き予想される大規模地 Gâ)等を行っている	69				
			(8,016)	(8,577)	(7,341)		100 THIN 1	, vy y 0 = 1, 1, 1	-1000 C Graff	2PH   17KHW   19C   11C	C REPRO	Cost Mess 1	K1996-5 [9] 2(7.3) X	( m) 122 113 324 ( m) 102 124 115	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,					
(	2) 巡視船艇の整備に関する経費 (昭和23年度)	<b>関する経費</b> 201	45,173	42,494	53,592	24,778	ているが、 業務にも対 一方、現在 から、「海」	さらにこのよ 対応することが 生の巡視船船 上保安体制部	うな業務に が必要となり 延では、速力 強化に関す	加え、近年、 り、業務が質 りや監視能力 る方針」(平原	不審船対応 的・量的に打 が不足する 成28年12月2	、テロ対策、 広大している 5等、性能が 21日 海上側	. 尖閣諸島等になっ 旧式化しており、 民安体制強化に	早急な代替整備が必	権益の保全に関する 必要不可欠であること 決定)を受けた大型巡	68				
			(42,587) (39	(39,507)	(52,814)		海上保安		び航空機に					ハ、海上における治安 性能を有する船舶及び	を維持し、遭難船員 、航空機でなければな					
	新空機の整備に関する経費	202	25,616	20,797	19,250	11,838	ているが、 業務にも対 それに併	さらにこのよ 対応することが 半い老朽・旧:	うな業務に が必要となり 式化した航	加え、近年、 り、業務が質 空機について	不審船対応 的・量的に抗 ても必要性を	、テロ対策、 広大している ・見極めなか	、尖閣諸島等になっ。 。 『ら整備を行う一		権益の保全に関する (化に関する方針」(平	68				
	(昭和23年度)	(昭和23年度)		(25,531)	(20,784)	(18,402)		海上保罗		ひ航空機						でを維持し、遭難船員 「航空機でなければな				

(4) 巡視船艇の運航に関する経費 (昭和23年度)	203	25,918	33,696	33,777	37,764	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。さらに、東日本大震災においても、海難船舶・行方不明者捜索救助、救援物資、人員等の緊急輸送、航路障害物等の曳航除去、航行禁止区域指導警戒、被災地での給水・給油活動等の災害対応業務を行ってきたとこである。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための枢要なアセットである巡視船艇等を適正に維持するとともに、運航に必要な燃料を確保することが必要不可欠であるところ、法定整備を始めとする各種整備や修繕を行っているほか、海難救助やしょう戒活動等を実施するための燃料の供給等を行っている。 ※【参考】海上保安庁、第4条、 海上保安庁、第4条、 海上保安庁、第4条、 海上保安庁、第4条、 東上保安庁、第4条、 東上保安庁、第4条、 東上保安庁、第6条、 東上保安庁、第6条、 東上保安庁、第6条、 東上保安庁、第6条、 東上保安庁、第6条、 東上保安庁、第6条、 東上保安庁、第6条、 東上保安庁、第6条、 東上保安庁、第6条、 東上保安庁、第6条、 東上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。	68	
(5) 航空機の運航に関する経費 (昭和23年度)	204	8,713 (8,575)	11,440 (11,276)	13,122	15,575	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための枢要なアセットである航空機を適正に維持するととし、運航に必要な燃料を確保することが必要不可欠であるところ、法定整備を始めとする各種整備や修繕を行っているほか、海難救助やしょう戒活動等を実施するための燃料の供給等を行っている。 ※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。	68	
治安及び救難体制の整備に関 (6) する経費 (昭和23年度)	205	7,386	7,991	8,827 8602	12,269	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、夜間における警戒や隠密監視を行うための暗視双眼鏡、犯罪捜査時に証拠を適確に収集・保全するためのカメラ等の捜査資機材、転覆船の船内から要救助者を救出するための潜水資機材等が必要不可欠であるところ、これらの整備・維持を行っている。 また、人命教助活動や事件現場における犯罪捜査活動を実際に行う個々の海上保安官に対し、各種の訓練・研修を行うことにより、これらの者の業務遂行能力を維持・向上させ、もって治安・救難対応体制の維持を図っている。	68	
環境・防災体制の整備に関す (7) る経費 (昭和23年度)	206	158	179 (176)	463	427	海上保安庁は、海上防災、海洋汚染防止等に係る事務を24時間365日行っているところ、船舶海難により油等が流出した場合は、その被害は甚大となり、環境への影響も計り知れないものとなることから、海難の未然防止のため、海上交通ルールの制定、航路標識の設置、海図の刊行等を行っているが、その一方で、油等の流出を伴う船舶海難が毎年発生しているという現実を踏まえれば、事故発生時に迅速かつ効果的に防除措置を実施するための油回収装置等の資機材が必要不可欠であるところ、これらの整備・維持を行っている。また、現場における防除活動を実際に行う個々の海上保安官に対し、各種の訓練・研修を行うことにより、これらの者の業務遂行能力を維持・向上させているほか、海洋汚染の未然防止を図る観点から、海事関係者や一般市民に対する海洋環境保全講習会を開催することにより、環境保全・防災体制の維持を図っている。	-	
海上保安官署施設整備に関す (8) る経費 (昭和23年度)	207	3,037	2,137	2,152	4,973	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための枢要なアセットである巡視船艇や航空機を適正に維持するとともに、これらの運航に必要となる施設・設備を確保することが必要不可欠であるところ、上記業務課題に適確に対処するため、領海警備体制強化に伴う航空基地の整備や巡視船乗組員用の宿舎建設等を行っている。	68	

情報通信システムに関する経 (9) 費 (昭和23年度)	208	8,212 (8,034)	8,317 (7,860)	10,980	8,715	び逮捕等の事務を24時間体制で行っており、さ も対応することが求められている。 これらの質的・量的に拡大している業務に対 示・命令を迅速かつ的確に行うとともに、陸上非	E図るために行う法令の海上における励行、海難救助、海上における犯人の捜査及さらに近年においては、テロ対策、尖閣諸島周辺海域における領海警備等の業務に応するためには、事件、事故の発生情報の入手・伝達及び現場巡視船艇等への指部署における現場の状況把握に資するため、現場海域の画像をリアルタイムで伝においては、海上保安業務を遂行する上で不可欠な情報通信システムの整備及	68	
(10) 海上交通安全に関する経費 (昭和23年度)	209	(216)	206	196	196		び灯浮標等の航路標識の維持等を行うほか、海難防止講習会、訪船指導等の海 R全に関する情報提供等の航行安全対策を行っている。	-	
(11) 海洋情報に関する経費 (昭和23年度)	210	660 (645)	894 (886)	741	769	路、錨地、航行の目標となる陸上の物標等にて 子化し、自船の位置や針路・速力、危険な海域	遮断による経済活動への影響等を鑑み、海難を未然に防止するため、水深や航 ついて詳細に記載した、安全航行のため必要不可欠な海図や、さらにこの情報を電 成に接近した場合の警報等を、周囲の地形等ともは一画面上にリアルタイムで表示 電子海図を刊行しているほか、漂流物発見時や海難発生時の航行警報の発出を 副量等、各種海洋情報の収集を行っている。	-	
(12) 海洋調査に関する経費 (昭和23年度)	211	2,965	1,189	1,520	1,319		排他的経済水域のうち、東シナ海、日本海といった調査データの不足している海域 D海洋調査を実施することにより、海洋に関する基盤的情報の整備を行っている。	-	
船舶交通安全の基盤整備に関 (13) する経費 (平成30年度)	212	-	365 (295)	3,311	9,053	ような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対 とが必要となっている。 これら質的・量的に拡大している業務を適確	救助、犯罪の予防及び鎮圧等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこの策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応するこに遂行するためには、そのための枢要なアセットである巡視船艇や航空機を適正る施設・設備を確保することが必要不可欠であるところ、上記業務に的確に対処す留施設・船艇用品庫の整備等を行っている。	68	
施策の予算額・執行額		147,320 (129,759)	154,436 (134,851)	168,704	113,409	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	・第183回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成25年2月28日)四・第185回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説(平成25年10月15日):第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成26年1月24日)九・第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成27年2月12日)冒・第190回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成28年1月22日)四・第192回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説(平成28年9月26日)六・第193回国会における安倍内閣総理大臣所信表明读説(平成28年1月20日)四・第196回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成29年1月20日)五・第196回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成30年1月20日)五	五 現実を直 安心を取り 頭 より良い世 地球儀を仮 安全・安心	(視した外交・安全保障政策の立て直し 戻す 『界への挑戦(世界の中心で輝く日本) 病敵する外交 の国創り(生活の安心)
備考									